

2019年度県職連合サークル活動助成金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、沖縄県関係職員連合労働組合の組合員（以下「組合員」という）の余暇の活用と、明るい職場づくりを推進するため、共通の趣味や特技に関心を持った組合員のサークル活動費の一部を助成することによって、サークルの育成と組合員の団結を促進し、組合活動に定着させることを目的とする。

(助成金の対象となるサークル)

第2 助成金の対象となるサークルは、次の要件を備えたものとする。

(1) 組合員の文化、教養を高め、特技を磨き、健康を増進させるために組織されたサークルで、年間を通して継続した活動を行っているもの。

※新たに申請するサークルに関しても前年度の活動実績が必要

(2) 原則として三職場以上（病院は一職場でも可）の組合員・準組合員・特別会員・県職員退職者会員（以下組合員等という）で組織され、サークル会員の8割以上が組合員等であり、かつ組合員、準組合員の合計が8名以上であること。県職員退職者会員は組合員、準組合員の合計の人数を超えないこと。

(3) サークルの年活動費に当てるため、会員から会費の徴収を行い、年間予算が5万円を超えていること。

(4) 労福推進委員会ニュースにサークル紹介の記事を提供することができること。

(5) その他、執行委員長が必要と認めた事項。

(助成額)

第3 助成金として交付する額は、サークルの年間予算の1/2を上限とし、組合員等15人未満は2万円以内、15人以上20人未満は3万円以内、20人以上25人未満は4万円以内、25人以上は5万円以内とする。

(1) 第4の(3)に関連して、非組合員を会員名簿に登録したことが後日明らかになった場合は、助成金の返還を要する。

(2) 2019年度4月1日 (新採用職員については組合費ゼロ円キャンペーンが終了した後) から助成金の申請締め切りまでの間に、サークル勧誘の一環として、組合未加入者を新規に組合加入させた場合は、新規組合員1人につき1万円助成金を増額することができる。

(3) サークル助成金予算の範囲内で支給することとする。

(申請)

第4 申請は助成金交付申請書（様式1～3）により行う。

(1) 同類のサークルでの会員の二重登録は行わないこと。

(2) 同一人物の3サークル以上の重複登録は行わないこと。

(3) 非組合員の登録は行わないこと。準組合員、特別会員及び非常勤等は可とする。

(4) 同一メンバーが50%以上のサークルについては同一のサークルとみなす。

(5) 会員はサークルの活動に常時参加できる範囲に居住している者とする。

(6) 申請書はサークル代表者の所属する支部に提出する。

(交付)

第5 助成金の交付決定は、各支部の審査を経て労福推進委員会で決定する。

(その他)

第6 この要綱は2019年度限りとする。